

ゼロカーボンパーク登録に係る Q&A

[作成] 2021.07.15

[最終更新] 2021.10.14

目次

| | |
|---|--------|
| 1. ゼロカーボンパークの概要について |3 |
| Q1-1. ゼロカーボンパークとは何ですか？ | |
| Q1-2. ゼロカーボンパークの登録対象は何になりますか？ | |
| Q1-3. ゼロカーボンパークへの登録によって、地域にどのようなメリットがありますか？ | |
| Q1-4. ゼロカーボンシティの表明とゼロカーボンパークの登録は、どう違うのでしょうか？ | |
| Q1-5. どのような条件を満たせばゼロカーボンパークの登録エリアとなることができますか？ | |
| Q1-6. 登録された市町村と国立公園エリアの情報は、環境省でどのように公表されるのでしょうか？ | |
| Q1-7. 登録地域数に制限はありますか？（例：5箇所、10箇所など） | |
| 2. ゼロカーボンパーク登録の手続きについて |4 |
| Q2-1. ゼロカーボンパークへの登録は、どのように行えばいいですか？ | |
| Q2-2. 環境省へのチェックシートの提出について、具体的にどのような手順で行えばよいですか？ | |
| Q2-3. 登録日は、どのようにして決まるのでしょうか？ | |
| Q2-4. 国立公園が複数の市町村にまたがっているのですが、合同で登録を受けることは可能ですか？ | |
| Q2-5. 市町村内の国立公園エリアが比較的広く、様々な特性のエリアがあるのですが、登録対象となるエリアを順次広げていくような登録は可能ですか？ | |
| Q2-6. 登録内容の変更（例：登録エリアの拡大、登録する取組内容の変更など）を行いたいときには、どのように手続きを経れば行えますか？ | |
| Q2-7. チェックシートの(1)～(6)の各欄には、どのような内容、分量等を記入すればよいのでしょうか？これらの目安はありますか？また、添付資料の提出は必要となるのでしょうか？ | |
| Q2-8. 市町村から環境省にチェックシートを提出してからゼロカーボンパークへの登録が実現するまでに、どの程度の期間がかかりますか？ | |
| 3. ゼロカーボンパーク登録の条件、具体的な取組等について |6 |
| Q3-1. 公表されている登録条件以外に、具体的な基準等は作成されていないのでしょうか？ | |

- Q3-2. 登録地域について、温室効果ガス(CO2)排出削減目標を策定していることは、登録に必要でしょうか。
- Q3-3. 登録条件の(6)で、「具体の目標又は計画・ビジョン等(可能な範囲で2050年までの年限)があること(既存の計画等へ位置づけることも可とする。)」とされていますが、「既存の計画等」としては、どのようなものが想定されるのでしょうか？
- Q3-4. 脱炭素化の目標等に関して、登録条件の(6)で、「可能な範囲で2050年までの年限)があること」とされていますが、目標等の年限は必ず2050年である必要があるのでしょうか？
- Q3-5. ゼロカーボンシティの表明は、登録時に脱炭素化の目標とみなされるのでしょうか？
- Q3-6. 登録のためには、脱炭素以外の取組についてどの程度まで個別の目標設定や計画策定等が必要ですか？
- Q3-7. 登録条件を満たすために必須となる、脱炭素化、プラスチックごみ削減等に向けた具体的な取組はありますか？
- Q3-8. プラスチックごみ削減について、脱炭素化における2050年のカーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減(対2013年度)のような、中長期的な国の目標等がありますか？
- Q3-9. 登録条件の(4)で「脱炭素以外にもプラスチックゴミの削減など、サステナブルな観光地作りに資する取組があること」とされていますが、脱炭素以外の取組は、サステナブルな観光地作りに資する取組であれば環境保全以外に関する取組でもよいのですか？

4. ゼロカーボンパーク推進に関連する支援について

.....8

- Q4-1. ゼロカーボンパークの登録を受けることで、どのような支援を受けることができるようになりますか？
- Q4-2. ゼロカーボンパークの登録を受けた市町村(エリア)が優先的に受けられる財政支援はありますか？
- Q4-3. ゼロカーボンパーク推進(地域の脱炭素化推進)に関連した支援事業として、どのようなものがありますか？
- Q4-4. 国立公園エリアの脱炭素化に向けて、他の地域で有効性等について情報がある取組について、環境省から情報提供が受けられないのでしょうか？

更新履歴

.....10

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 1. ゼロカーボンパークの概要について | |
| Q1-1. ゼロカーボンパークとは何ですか？ | <p>A1-1. ゼロカーボンパークは、国立公園における電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現していくエリアです。</p> <p>環境省では、国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる国内外の人たち脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場作りを目指しています。</p> |
| Q1-2. ゼロカーボンパークの登録対象は何になりますか？ | <p>A1-2. 国立公園が立地する市町村が、所定の条件（Q1-5. 参照）を満たすものとして、登録を希望した国立公園内のエリア（地域）となります。</p> <p>都道府県からの登録相談も可能ですが、その場合には、適宜、登録を検討しているエリアの市町村と調整していただけるようお願いいたします。</p> |
| Q1-3. ゼロカーボンパークへの登録によって、地域にどのようなメリットがありますか？ | <p>A1-3. 登録の条件としているゼロカーボンシティの支援に活用できるエネルギー対策特別会計予算及び自然公園等整備費等の既存予算をパッケージとしつつ、登録後は地方環境事務所が地域の脱炭素化の取組に対して伴走支援を行います。（関連：4.）</p> <p>なお、個々の補助事業等による支援が受けられるかどうかについては、個々の事業等の予算枠、審査要件等に応じて補助事業等の実施主体が個別に判断することとなります。</p> |
| Q1-4. ゼロカーボンシティの表明とゼロカーボンパークの登録は、どう違うのでしょうか？ | <p>A1-4. ゼロカーボンシティは、「2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として宣言、公表された地方自治体」としております。基本的に、排出削減に取り組む対象は当該地方自治体の区域全体となります。他方、ゼロカーボンパークは、該当の地方自治体がゼロカーボンシティの表明をしていることを条件の一つとして、先行して脱炭素化に取り組む国立公園内のエリア（地域）について、当該地方自治体から伺った脱炭素化等の取組状況、計画等に基づき環境省で登録するものとなります（Q1-2、1-5参照）。</p> |
| Q1-5. どのような条件を満たせばゼロカーボンパーク | A1-5. 「該当自治体がゼロカーボンシティ表明を行っ |

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>の登録エリアとなることができますか？</p> | <p>ている又はその予定であること」など、6つの条件があります。これらの条件を満たすことを所定のチェックシートに基づき環境省で確認した国立公園内エリアであれば、登録を受けることができます。具体的な登録条件については、下記の環境省ホームページをご確認ください。(関連:3.)</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/post_134.html</p> |
| <p>Q1-6. 登録された市町村と国立公園エリアの情報は、環境省でどのように公表されるのでしょうか？</p> | <p>A1-6. 登録を受けた国立公園名とエリア名、地方自治体(市町村)名及び登録日を環境省ホームページに掲載しています。これまでの登録状況については、下記ページの「ゼロカーボンパークの一覧」をご参照ください。</p> <p>http://www.env.go.jp/nature/post_134.html</p> <p>なお、都道府県単位での登録等をご検討されている場合には、個別に環境省までご相談ください(関連:Q1-2)。</p> |
| <p>Q1-7. 登録地域数に制限はありますか？ (例:5箇所、10箇所など)</p> | <p>A1-7. 制限はありません。なお、登録地域数が将来的に著しく増加した場合の対応については、今後の検討課題と考えております。</p> |
| <p>2. ゼロカーボンパーク登録の手続きについて</p> | |
| <p>Q2-1. ゼロカーボンパークへの登録は、どのように行えばいいですか？</p> | <p>A2-1. 環境省ホームページ(※1)に掲載しているチェックシートの各欄に、登録条件に合致する脱炭素化等の取組、計画等があること示す内容を記入して、地方環境事務所(※2)に提出してください。環境省(地方環境事務所及び本省国立公園課)で確認した上で、登録条件を満たす場合に登録いたします。</p> <p>※1 http://www.env.go.jp/nature/post_134.html</p> <p>※2 自然環境事務所、国立公園管理事務所、各地の管理官事務所、自然保護官事務所等を含みます。以下同様です。各国立公園を管轄する事務所等については、こちら (http://www.env.go.jp/park/office.html)をご参照ください。</p> |
| <p>Q2-2. 環境省へのチェックシートの提出について、具体的にどのような手順で行えばよいですか？</p> | <p>A2-2. 登録をご希望される国立公園エリアのチェックシートは、当該国立公園を管轄する地方環境事務所宛に提出してください。提出後は、本省(国立公園課)を含めて記載内容を確認し、必要に応じてコメント、質</p> |

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| | <p>問等を行う場合があります。6つの登録条件全てに合致する場合、登録となります。</p> <p>なお、チェックシートの提出は電子メールで差し支えありません。郵送は不要です。</p> |
| Q2-3. 登録日は、どのようにして決まるのでしょうか？ | A2-3. 基本的には、提出されたチェックシートの記載内容が登録条件に合致することが確認された日以降が登録日となります。これ以降であれば、具体的な登録日は、地域での表明日とするなど、登録を希望される地方自治体におけるご希望を踏まえた日付とすることが可能です。 |
| Q2-4. 国立公園が複数の市町村にまたがっていますが、合同で登録を受けることは可能ですか？ | A2-4. 可能です。なお、この場合、チェックシートも合同で作成して、エリア全体の脱炭素化等の取組、計画等を記載してご提出いただけるようお願いいたします。また、カーボンニュートラルに向けた取組は、単都市町村内で行うより周辺市町村と連携して行う方が効果的・効率的な場合もあると考えられますので、単独での登録が難しいとお考えの場合には、周辺市町村と連名での登録もご検討ください。この場合の登録手続きの詳細についても、環境省までご相談ください。 |
| Q2-5. 市町村内の国立公園エリアが比較的広く、様々な特性のエリアがあるのですが、登録対象となるエリアを順次広げていくような登録は可能ですか？ | A2-5. 可能です。なお、登録対象エリアを拡大する場合、新規の登録と既存の登録内容の変更のいずれとするのかは、内容に応じてご相談ください。 |
| Q2-6. 登録内容の変更(例:登録エリアの拡大、登録する取組内容の変更など)を行いたいときには、どのように手続きを経れば行えますか？ | A2-6. チェックシートの記載内容を変更し、地方環境事務所宛に提出してください。以降の流れは、新たに登録を行う場合と基本的に共通となると考えておりますが、環境省ホームページでの変更後の登録情報の環掲載方法や、変更前の登録情報の取り扱い等についてご希望等がある場合には、個別にご相談ください。 |
| Q2-7. チェックシートの(1)～(6)の各欄には、どのような内容、分量等を記入すればよいのでしょうか？これらの目安はありますか？また、添付資料の提出は必要となるのでしょうか？ | A2-7. 内容、分量等への制限や目安はありませんが、いずれの登録条件に対応した記載内容も、出典元となる地域の目標、計画、ビジョン等との関連性が確認できれば、簡潔なもので差し支えありません。チェックシートの記載例も、適宜ご参照ください。添付資料の提出も必須ではありませんが、上記した地域の目標、計画、ビジョン等については、チェックシートの記載内容を確認する過程で確認させていただく場合 |

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| | <p>があります。</p> <p>特に、出典元としてこれらの資料を参照する必要がある場合には、チェックシートと併せてご提供いただくと、確認がスムーズに行いやすくなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>Q2-8. 市町村から環境省にチェックシートを提出してからゼロカーボンパークへの登録が実現するまでに、どの程度の期間がかかりますか？</p> | <p>A2-8. 登録の性質、登録日の設定の仕方(Q2-3. 参照)等から、標準的な期間の設定は困難ですが、チェックシートの記載内容について追加で環境省から確認等を行う必要がない、登録を希望する地域内で追加的な調整等の必要がないといった場合には、最短で概ね数週間程度となります。(2021年9月末時点)</p> <p>登録までの期間については、本Q&Aの公表、改訂等を通して、出来るだけ短期間としていけるよう取り組んで参ります。</p> |
| <p>3. ゼロカーボンパーク登録の条件、具体的な取組等について</p> | |
| <p>Q3-1. 公表されている登録条件以外に、具体的な基準等は作成されていないのでしょうか？</p> | <p>A3-1. 詳細な基準等は作成しておりませんが、チェックシートの記載内容の確認は、主に以下の観点から行っております。本Q&Aの関連する内容もご確認の上、ご不明点等がありましたら、環境省までご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録条件(1)から(5)にそれぞれ対応した脱炭素化等に係る地域の取組、計画等が、チェックシートに記載されているか。 ・登録条件(1)から(5)に対応した記載内容が、地域で策定された目標又は計画・ビジョン等で位置づけられているか(登録条件(6))。 ・登録後に計画等に基づき具体的な取組の進展が見込めるか。等 |
| <p>Q3-2. 登録地域について、温室効果ガス(CO2)排出削減目標を策定していることは、登録に必要でしょうか。</p> | <p>A3-2. 原則として必要です。取組の進捗状況等を地域で評価する観点からは登録地域として策定していることが望ましいですが、市町村単位で設定された目標でも登録は可能です。ただし、民間部門からの排出削減を考慮すべき地域では、市町村の事業活動のみについて策定した削減目標の策定のみでは不十分と考えられます。</p> <p>市町村に占める国立公園面積が狭い、立地、土地利用の状況等からCO2排出源が非常に少ない場合</p> |

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| | <p>など、地域内で考えられる脱炭素化等に関する取組の選択肢が周辺地域等と比べて限定される場合には、周辺市町村との連名での登録なども可能と考えておりますので、個別に環境省までご相談ください。また、削減目標が未策定(今後策定予定)であっても先行的な取組を実施・予定している場合なども、個別にご相談ください。</p> |
| <p>Q3-3. 登録条件の(6)で、「具体の目標又は計画・ビジョン等(可能な範囲で 2050 年までの年限)があること(既存の計画等へ位置づけることも可とする。)」とされていますが、「既存の計画等」としては、どのようなものが想定されるのでしょうか？</p> | <p>A3-3. 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(主に区域施策編)、条例に基づく環境基本計画、登録を希望する地方自治体が作成に参加した国立公園の利用等に係る計画(例:国立公園ステップアッププログラム)等を想定しています。これら以外に、法律・条例に基づかず策定された脱炭素化、サステイナブル・ツーリズム等に関する計画等でも、地域での合意の下に作成されたもので、各登録条件に対応する取組の実績、目標、予定等を記載しているものであれば、対象となると考えていただいて差し支えありません。</p> |
| <p>Q3-4. 脱炭素化の目標等に関して、登録条件の(6)で、「可能な範囲で 2050 年までの年限)があること」とされていますが、目標等の年限は必ず 2050 年である必要があるのでしょうか？</p> | <p>A3-4. 必須ではありませんが、地域での実情等に応じて可能な範囲でご検討いただけるようお願いいたします。</p> |
| <p>Q3-5. ゼロカーボンシティの表明は、登録時に脱炭素化の目標とみなされるのでしょうか？</p> | <p>A3-5. ゼロカーボンシティの表明は登録条件の一つですが、具体的な脱炭素化に関する取組の計画、目標等とは異なると考えています。</p> |
| <p>Q3-6. 登録のためには、脱炭素以外の取組についての程度まで個別の目標設定や計画策定等が必要ですか？</p> | <p>A3-6. ゼロカーボンパークは、先行して脱炭素化に取り組む国立公園内のエリア(地域)について、当該地方自治体から伺った脱炭素化等の取組状況、計画等に基づき環境省で登録するものとなります(Q1-4. 参照)。</p> <p>先行的取組を行っている地域かどうかについては、関連する本 Q&A の内容、国立公園内における当該地域の立地状況、地域の特徴を踏まえた計画・目標設定等が行われているのか、登録後に計画等に基づき具体的な取組の進展が見込めるか等を勘案した上で判断します。地域脱炭素に必要な取組は地域によって様々と考えておりますので、登録にご関心をお持ちの地域におかれては、是非積極的にご相談くださ</p> |

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| | い。 |
| Q3-7. 登録条件を満たすために必須となる、脱炭素化、プラスチックごみ削減等に向けた具体的な取組はありますか？ | A3-7. 脱炭素化、プラスチックごみ削減等に係る取組であれば、特に決まった内容である必要はありません。地域の実情・特徴、実効性、実現性等を踏まえご検討いただければと思います。 |
| Q3-8. プラスチックごみ削減について、脱炭素化における 2050 年のカーボンニュートラル、2030 年度の温室効果ガス 46%削減(対 2013 年度)のような、中長期的な国の目標等がありますか？ | <p>A3-8. 令和元年5月に関係省庁でとりまとめた「プラスチック資源循環戦略」(※1)では、プラスチックごみの排出削減、再生利用等について、「2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制」などの目標を掲げています。また、国際的には、同年6月に開催された G20 大阪サミットにおいて、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」(※2)が首脳間で共有されました。</p> <p>※1 「プラスチック資源循環戦略」の策定について (環境省ホームページ) http://www.env.go.jp/press/106866.html</p> <p>※2 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンについて(環境省ホームページ) http://www.env.go.jp/water/post_75.html</p> |
| Q3-9. 登録条件の(4)で「脱炭素以外にもプラスチックゴミの削減など、サステナブルな観光地作りに資する取組があること」とされていますが、脱炭素以外の取組は、サステナブルな観光地作りに資する取組であれば環境保全以外に関する取組でもよいのですか？ | A3-9. プラスチックごみ削減に限定するものではありませんが、チェックシートには、脱炭素以外に環境保全に関する取組を少なくとも一つ以上記載してください。チェックシートの記載例も、適宜ご参照ください。 |
| <p>4. ゼロカーボンパーク推進に関連する支援について</p> <p>※支援策に関する情報は、今後随時、更新等を予定しています。以下は 2021 年9月末時点の内容です。</p> | |
| Q4-1. ゼロカーボンパークの登録を受けることで、どのような支援を受けることができますようになりますか？ | A4-1. 地域の脱炭素化等の取組に対し、ゼロカーボンシティ支援に活用しているエネルギー対策特別会計予算及び自然公園等整備費等の既存予算をパッケージとして、地方環境事務所が伴走支援を行います。また、先進的な取組を行っている地域として、環境省から情報発信等を行います(関連:Q4-4)。 |
| Q4-2. ゼロカーボンパークの登録を受けた市町村(エリア)が優先的に受けられる財政支援はありますか？ | A4-2. 地方環境事務所の伴走支援等の他、関連予算を令和4年度概算要求に盛り込んでいます。政府 |

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| | <p>予算案が取りまとめましたら、支援メニュー集(Q4-3. 参照)を更新してご案内する予定です。(2021年9月末時点)</p> |
| <p>Q4-3. ゼロカーボンパーク推進(地域の脱炭素化推進)に関連した支援事業として、どのようなものがありますか?</p> | <p>A4-3. 令和3年度の関連予算事業については、「国立公園等のカーボンニュートラル実現に使える令和3年度環境省支援メニュー集」を作成しておりますので、ご参照ください。</p> |
| <p>Q4-4. 国立公園エリアの脱炭素化に向けて、他の地域で有効性等について情報がある取組について、環境省から情報提供が受けられないでしょうか?</p> | <p>A4-4. 先進的な取組を行っている登録地域の情報は、環境省ホームページに掲載しており、他地域の方には、各地の地方環境事務所等を通じても適宜提供いたします。また、各登録地域の取組状況は、適宜更新して掲載いたします。</p> |

更新履歴

| 年月日 | 主な更新内容等 |
|------------|--|
| 2021.7.15 | ・作成 |
| 2021.10.14 | ・体裁を変更 ・登録条件に関連した内容を中心に Q を追記 ・取組の進捗等に伴う時点更新 等 |